

意見書等

(規則)

議員提出議案第1号

青森市議会会議規則の一部を改正する規則

青森市議会会議規則(平成十七年青森市議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

「第七章 議員の派遣(第六十一条)」「第七章 協議又は調整を行うための場(第六十一条)

目次中、 を 第八章 議員の派遣(第六十二条) に改める。

第八章 補則(第六十二条) 「第九章 補則(第六十三条)」

第八章中第六十二条を第六十三条とし、同章を第九章とし、第七章中第六十一条を第六十二条とし、同章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第六十一条 法第百条第十二項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。
別表（第百六十一条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
各派代表者会議	議会運営の充実を図るため必要な事項等について協議又は調整を行うとともに、市政に関する重要な事項等について報告を受け、協議を行う	議長、副議長及び各会派（会派とは、所属議員3人以上で結成されたものをいう。）の代表者	議長
全員協議会	議会の円滑かつ合理的な運営を図るため、市政に関する重要な事項等の協議を行う	全議員	議長
常任委員協議会	議会活動の活発化を図るため、青森市議会委員会条例（平成17年条例第231号）第2条各号に掲げる常任委員会（以下「各常任委員会」という。）の所管事項等について協議を行う	各常任委員会の委員	各常任委員協議会の委員長

附則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をするため、提案するものである。

(条例)

議員提出議案第五号

青森市議会議政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

青森市議会議政務調査費の交付に関する条例(平成十七年青森市条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、議会における会派及び会派に属さない議員に対し」を削る。

第二条を次のように改める。

(交付対象)

第二条 政務調査費の交付対象は、次の各号に掲げるもののいずれかとする。

一 青森市議会における会派(以下「会派」という。)

二 会派に属する議員の全てが議員個人に対する政務調査費の交付を希望する場合における当該議員(以下「個人交付議員」という。)

三 会派に属さない議員(以下「無所属議員」という。)

2 前項第二号の会派は、会派に対する政務調査費の交付を受けることができない。

第四条第二項中「結成された会派」の下に「又は会派に対する政務調査費の交付を受けることとなった会派」を、「結成され

た日」の下に「又は交付を受けることとなつた日」を加え、「会派結成の日」を「結成された日又は交付を受けることとなつた日」に改め、同条第三項中「解散があつた場合」を「解散若しくは会派の解散があつた場合又は当該会派が第二条第二項に該当することとなつた場合」に改める。

第五条の見出し、同条第一項及び同条第二項中「無所属議員」を「個人交付議員又は無所属議員」に改め、同条第三項中「、議会の解散」を「若しくは議会の解散により個人交付議員若しくは無所属議員でなくなつた場合」に改める。

第六条第一項中「会派の代表者」の下に「並びに個人交付議員」を加え、同条第五項中「前四項」を「前五項」に改め同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 会派の代表者は、政務調査費の交付対象を変更するときは、市長に対し、変更の届出をしなければならない。

第七条及び第八条第一項中「会派の代表者」の下に「、個人交付議員」を加える。

第九条中「会派」の下に「並びに個人交付議員」を加え、「政務調査費を」の下に「議長が」を加える。

第十条中「会派」の下に「(当該会派が政務調査費の交付対象となるものに限る。）」を加える。

第十一条第一項中「会派の代表者」の下に「、個人交付議員」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該会派の代表者であつた者、当該個人交付議員又は当該無所属議員は、当該各号に定める日までに収支報告書を提出しなければならない。

一 政務調査費の交付を受けた会派が解散し、又は政務調査費の交付対象を変更した場合 会派の解散又は交付対象の変更の日の属する月の翌月の末日

二 政務調査費の交付を受けた個人交付議員又は無所属議員が他の政務調査費の交付を受ける会派に異動した場合 他の会派に異動した日の属する月の翌月の末日

第十五条を第十六条とする。

第十四条中「収支報告書」の下に「及び第十二条第一項の規定により提出された領収書の写し等」を加え、「十年」を「五年」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条中「会派又は」の下に「個人交付議員若しくは」を加え、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「前条」を「前二条」に改め、「収支報告書」の下に「及び領収書の写し等」を加え、同条を第十三条とする。
第十一条の次に次の一条を加える。

(領収書の写し等の提出)

第十二条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者、個人交付議員及び無所属議員は、収支報告書のほか、政務調査費の支出に係る領収書の写し、会計帳簿の写しその他支出を証する書類の写し(以下「領収書の写し等」という。)を議長に提出するものとする。

2 前項の規定による提出は、前条第二項及び第三項の規定による収支報告書の提出と同時に行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の青森市政務調査費の交付に関する条例第十一条及び第十二条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付される政務調査費に係る収入及び支出の報告書並びに当該支出を証する書類の提出について適用し、施行日前に交付された政務調査費に係る収入及び支出の報告書の提出については、なお従前の例による。

~~~~~

提案理由

政務調査費の透明性の向上を図るため、提案するものである。

(指定)

議員提出議案第六号

地方自治法第百八十条第一項の規定による市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

地方自治法第百八十条第一項の規定による市長の専決処分事項の指定について(平成十七年四月十四日指定)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

第六号を第八号とし、第五号中「百五十万円」を「三百万円」に改め、「係るもの」の下に「(訴訟及び調停に係るものを除く。)」を加え、同号を第七号とし、第四号中「百五十万円」を「三百万円」に改め、同号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 訴訟に係る法第九十六条第一項第十二号の規定による和解及び同号の規定による調停の成立で、一件の訴訟物の価額又は申立価額(元本に限る。)が三百万円未満のもの及び不動産の明渡しに係るもの  
第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 法第九十六条第一項第十二号の規定による訴えの提起及び調停の申立てで、一件の訴訟物の価額又は申立価額(元本に限る。)が三百万円未満のもの及び不動産の明渡しに係るもの

平成二十一年三月二十五日

青森市議会

提案理由

地方自治法第百八十条第一項の規定による市長の専決処分事項を改正するため、提案するものである。

~~~~~